

東部健康福祉センター受変電設備改修工事

図 面 目 録

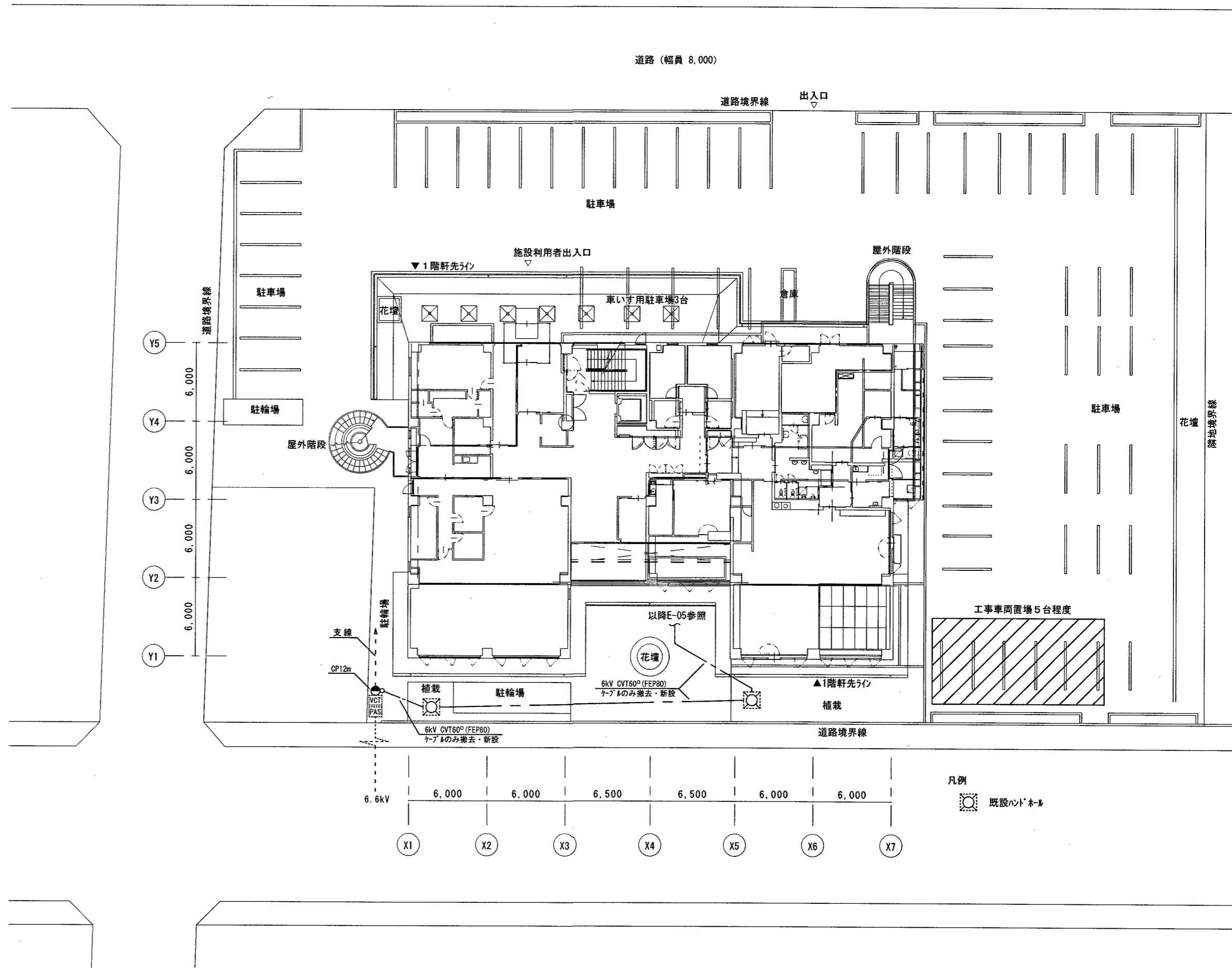
図面番号	図面名称
E - 01	特記仕様書(1)
E - 02	特記仕様書(2)
E - 03	附近見取図・配置図・工事概要・屋外高圧ケーブル配線図
E - 04	単線結線図(改修前)
E - 05	単線結線図(改修後)
E - 06	1・2階高圧ケーブル配線図
E - 07	3・4階高圧ケーブル配線図

東部健康福祉センター受変電設備改修工事 特記仕様書		項目	特記事項	項目	特記事項																											
<p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 高知市島島四丁目301番1号</p> <p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">建物名称</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">階数</th> <th colspan="2">建築基準法に基づく</th> <th rowspan="2">消防法施行令 別表第一</th> <th rowspan="2">都市計画法に基づく 用途地域</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>延べ面積</th> <th>主要用途</th> </tr> <tr> <td>東部健康福祉センター</td> <td>SRC</td> <td>4</td> <td>2,471.9㎡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 工事項目</p> <p>構内 受変電設備 一式 発生材処理 一式</p> <p>4. 関連工事等 ① 東部健康福祉センターエレベーター改修工事</p> <p>5. 概成工期 完成期限の()日()月()日()年()月()日</p> <p>6. 部分使用(工事請負契約書第3.4条第1項)</p> <p>II 設備工事仕様</p> <p>1. 特記仕様</p> <p>1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5) 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>2. 適用基準等</p> <p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版</p> <p>給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。</p> <p>3. 「週休2日制工事」の実施について ※対象 ()選択-I型 ()選択-II型 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日の基本とする 「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領 (「営繕工事編」)による。(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html) ・対象外(理由:) 4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について ※対象 ()見込んでいない(理由: ※過去のWBG値に基づき算定した日数が0日のため) ()見込んでいる(作業不能日数: ※現場説明書による) ・対象外(理由:)</p>		建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令 別表第一	都市計画法に基づく 用途地域	備考	延べ面積	主要用途	東部健康福祉センター	SRC	4	2,471.9㎡					<p>16 統括安全衛生管理義務者の指名</p> <p>17 発生材の処理</p> <p>18 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)</p> <p>19 石綿含有材の事前調査</p> <p>20 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>21 グリーン購入法</p> <p>22 設備機材等</p>	<p>配置人員の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 <table border="1"> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> <tr> <td>1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬又は処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする。) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合には、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き渡しを要するもの () ・ 現場再利用を図るもの () ※ 再生資源化を図るもの () ※ コンクリート () ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 () ※ 木材 () ※ アスファルトコンクリート () ※ 有価物処理を図るもの () ※ 金属 () 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 ・ 特別管理産業廃棄物の処理方法 () ※ PCB使用機器 () PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・ フロン類の回収・破壊を図るもの () ※ 業務用エアコンディショナー () ※ 冷蔵庫 () ・ フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・ 特殊な建設副産物 () ※ 六ふっ化硫黄ガス () ※ イオン化式検知器 () 開閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式検知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 <p><せつこうボードの処理方法> ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場埋立処分 ※ 製造業者に処分を委託 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理 ・ 管理型最終処分場埋立処分 ・ 再生資源化施設で再生資源化 (1.3.9) [5.1.1]</p> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jaic.or.jp/)より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>事前調査範囲 ※ 改修範囲 <6.1.3> 貸与資料 ※ 有 () ※ 既存の設計図書 () 分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 <6.1.3> ・ 行う () ※ 調査材料使用部位 () ※ 調査材料名 () ※ 検体数 () 分析手法 ※ 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p> <p>※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 ・ 本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼性のある速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン 測定箇所 () ※ 箇所 () ※ 測定時期 () ※ 完成前 ・ 着手前 測定対象室 () ※ 室 () (1.5.8) [1.6.9]</p> <p>「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(1.4.1) [1.4.1]</p> <p>本工事に使用する材料のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(順不同) また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.4.2) [1.4.2]</p>	資格	資格要件	配置人数	1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人	交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人	<p>23 特別な材料の工法</p> <p>24 技能士の適用</p> <p>25 完成時の提出物</p> <p>26 建築物等の利用に関する説明書</p> <p>27 取扱い説明</p> <p>28 不当要求等への対応</p> <p>29 不正軽油の使用の禁止</p> <p>30 消防計画</p> <p>31 工事用水・電力</p> <p>32 仮囲い</p> <p>33 砂利地帯</p> <p>34 保護砂</p> <p>35 埋戻し</p> <p>36 建設発生土の処理</p> <p>37 電気主任技術者への報告</p> <p>38 工事特性等</p>	<p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空調機器施工 (1.5.2) [1.6.2]</p> <p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本(A4版) 1部 ※ 要 ・ 不要 (完成図、官庁用図書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図2ツ折り製本(A3版) 1部 () 要 ・ 不要 c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 d) PDFデータ(全図面を1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ・ 要 () 不要 f) 工具類(・ 鉄蓋フック ・ 制水ハンドル ・ 掃除口ハンドル)</p> <p>作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_kentikubaturiyu_tebiki.html) 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.8.4]</p> <p>完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.8.4]</p> <p>暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。</p> <p>a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等) b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。</p> <p>工事着手に当たり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。</p> <p>構内既存の施設(用水) () 利用できる () ※ 有償 ・ 無償 () ※ 利用できない 構内既存の施設(電力) () 利用できる () ※ 有償 ・ 無償 () ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)~c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)~c)にd)~e)を加える。 d) 工事用電力は、既設設備に量水器を付けて、仮設配管を施工使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を付けて、仮設分電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電線などの架空線に防護網の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 ※ 別契約工事 ・ 図示</p> <p>原則として再生クラッシュランを使用する。 その場合、六面クワム溶出試験を行い、環境基準に適合すること(0.05mg/l以下)を確認し監督職員に提出すること。</p> <p>※ 掘削良質土 ・ 砕石</p> <p>※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する) ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分(搬出調書等を提出する) 受入れ施設名: 受入れ場所: 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m³以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画書の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannysutakasi.html)</p> <p>電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。</p> <p>受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。</p>
建物名称	構造				階数	建築基準法に基づく				消防法施行令 別表第一	都市計画法に基づく 用途地域	備考																				
		延べ面積	主要用途																													
東部健康福祉センター	SRC	4	2,471.9㎡																													
資格	資格要件	配置人数																														
1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人																														
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																														
<p>項目 特記事項</p> <p>一般共通事項</p> <p>1 官公署その他への手続き 工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3] ・ 給水装置新設分損金</p> <p>2 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時) 登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]</p> <p>3 書類の書式等 工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]</p> <p>4 総合工程表 原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]</p> <p>5 総合図 工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3]</p> <p>6 施工図等の取扱い 施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限り使用権は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3]</p> <p>7 工事日誌 週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。(1.2.4) [1.2.4] また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印刷の使用及び電子メールによる提出も可とする。</p> <p>8 工事写真 工事写真は版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版含紙)(1.2.4) [1.2.4] 撮影方法は、国土交通大臣官庁官庁管轄部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建設第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。</p> <p>9 下請負者の報告 各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。</p> <p>10 電気保安技術者 適用する (1.3.2) [1.3.2]</p> <p>11 施工条件 施工日及び施工時間 ※ (1.3.3), [1.3.3] (1)による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 () 図示 その他の施工条件 () E-03参照</p> <p>12 工事の保険 工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着手のときから完成期限より2.4日後以降までの期間とする。</p> <p>13 契約保証 ※ 金銭的保証方式</p> <p>14 前払金支出割合区分補正 ・ 有 () 無 ()</p> <p>15 交通誘導警備員 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に処置できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。</p>		<p>39 工事名</p> <p>40 係長</p> <p>41 課長補佐</p> <p>42 課長</p> <p>43 図面番号</p>	<p>高知市 都市建設部 公共建築課</p> <p>東部健康福祉センター受変電設備改修工事</p> <p>係長 伊藤</p> <p>課長補佐 松本</p> <p>課長 元吉</p> <p>図面番号 E-01</p>																													
<p>項目 特記事項</p> <p>16 統括安全衛生管理義務者の指名</p> <p>17 発生材の処理</p> <p>18 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)</p> <p>19 石綿含有材の事前調査</p> <p>20 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>21 グリーン購入法</p> <p>22 設備機材等</p>		<p>配置人員の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 <table border="1"> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> <tr> <td>1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬又は処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする。) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合には、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き渡しを要するもの () ・ 現場再利用を図るもの () ※ 再生資源化を図るもの () ※ コンクリート () ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 () ※ 木材 () ※ アスファルトコンクリート () ※ 有価物処理を図るもの () ※ 金属 () 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 ・ 特別管理産業廃棄物の処理方法 () ※ PCB使用機器 () PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・ フロン類の回収・破壊を図るもの () ※ 業務用エアコンディショナー () ※ 冷蔵庫 () ・ フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・ 特殊な建設副産物 () ※ 六ふっ化硫黄ガス () ※ イオン化式検知器 () 開閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式検知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 <p><せつこうボードの処理方法> ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場埋立処分 ※ 製造業者に処分を委託 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理 ・ 管理型最終処分場埋立処分 ・ 再生資源化施設で再生資源化 (1.3.9) [5.1.1]</p> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jaic.or.jp/)より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>事前調査範囲 ※ 改修範囲 <6.1.3> 貸与資料 ※ 有 () ※ 既存の設計図書 () 分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 <6.1.3> ・ 行う () ※ 調査材料使用部位 () ※ 調査材料名 () ※ 検体数 () 分析手法 ※ 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p> <p>※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 ・ 本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼性のある速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン 測定箇所 () ※ 箇所 () ※ 測定時期 () ※ 完成前 ・ 着手前 測定対象室 () ※ 室 () (1.5.8) [1.6.9]</p> <p>「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(1.4.1) [1.4.1]</p> <p>本工事に使用する材料のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(順不同) また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.4.2) [1.4.2]</p>	資格	資格要件	配置人数	1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人	交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人	<p>23 特別な材料の工法</p> <p>24 技能士の適用</p> <p>25 完成時の提出物</p> <p>26 建築物等の利用に関する説明書</p> <p>27 取扱い説明</p> <p>28 不当要求等への対応</p> <p>29 不正軽油の使用の禁止</p> <p>30 消防計画</p> <p>31 工事用水・電力</p> <p>32 仮囲い</p> <p>33 砂利地帯</p> <p>34 保護砂</p> <p>35 埋戻し</p> <p>36 建設発生土の処理</p> <p>37 電気主任技術者への報告</p> <p>38 工事特性等</p>	<p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空調機器施工 (1.5.2) [1.6.2]</p> <p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本(A4版) 1部 ※ 要 ・ 不要 (完成図、官庁用図書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図2ツ折り製本(A3版) 1部 () 要 ・ 不要 c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 d) PDFデータ(全図面を1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ・ 要 () 不要 f) 工具類(・ 鉄蓋フック ・ 制水ハンドル ・ 掃除口ハンドル)</p> <p>作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_kentikubaturiyu_tebiki.html) 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.8.4]</p> <p>完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.8.4]</p> <p>暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。</p> <p>a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等) b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。</p> <p>工事着手に当たり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。</p> <p>構内既存の施設(用水) () 利用できる () ※ 有償 ・ 無償 () ※ 利用できない 構内既存の施設(電力) () 利用できる () ※ 有償 ・ 無償 () ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)~c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)~c)にd)~e)を加える。 d) 工事用電力は、既設設備に量水器を付けて、仮設配管を施工使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を付けて、仮設分電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電線などの架空線に防護網の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 ※ 別契約工事 ・ 図示</p> <p>原則として再生クラッシュランを使用する。 その場合、六面クワム溶出試験を行い、環境基準に適合すること(0.05mg/l以下)を確認し監督職員に提出すること。</p> <p>※ 掘削良質土 ・ 砕石</p> <p>※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する) ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分(搬出調書等を提出する) 受入れ施設名: 受入れ場所: 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m³以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画書の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannysutakasi.html)</p> <p>電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。</p> <p>受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。</p>																			
資格	資格要件	配置人数																														
1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人																														
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																														



工事場所：高知市葵島四丁目301番1号

附近見取図

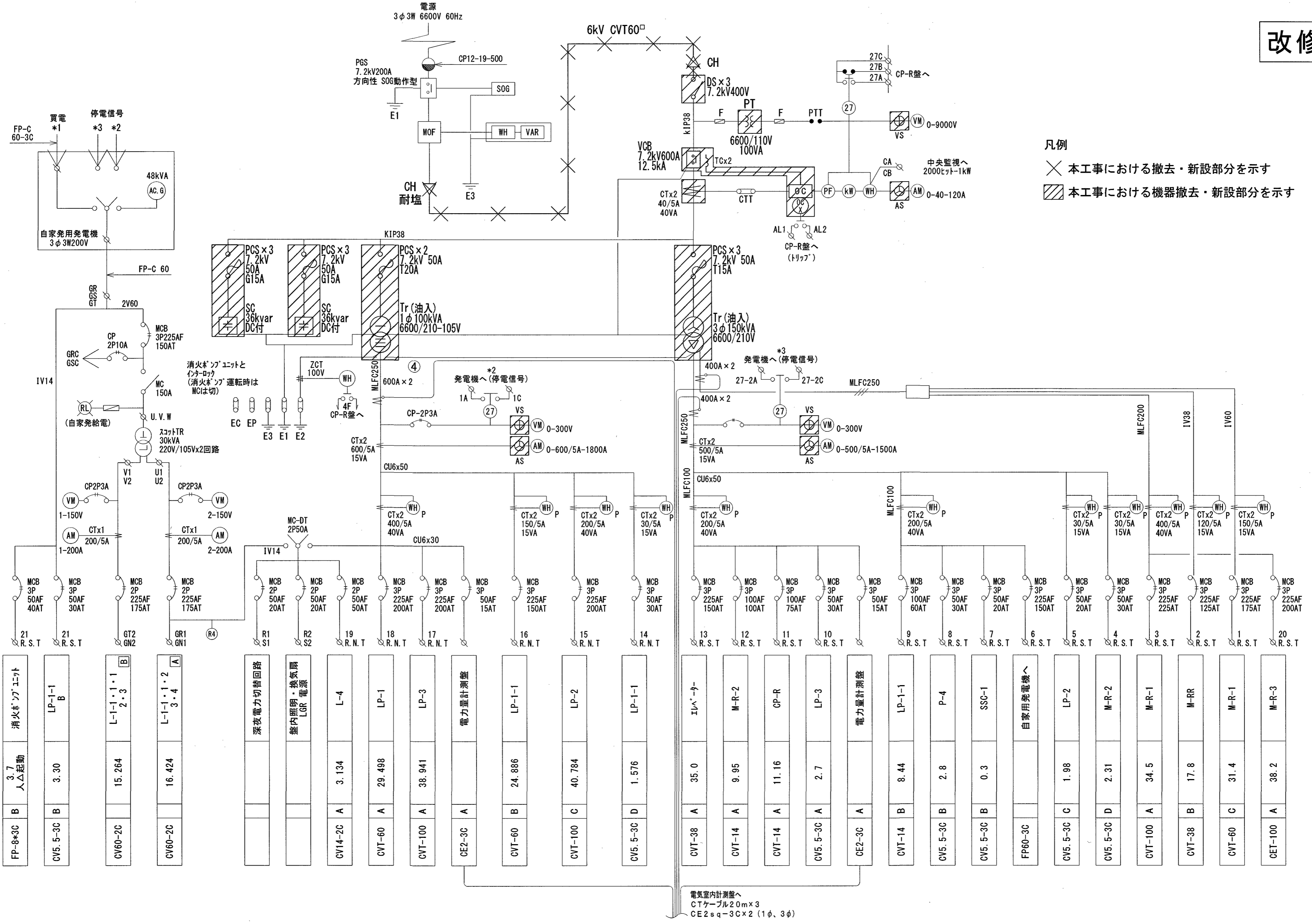


配置図・屋外高圧ケーブル配線図 S=1:300

<p>工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> □電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧引込ケーブルの撤去・新設 ・受変電設備のうち、高圧受電盤、低圧動力盤及び低圧電灯盤の内部機器の一部撤去・新設 (E-04・E-05参照) ・高圧進相コンデンサ用直列リアクトルの新設 (E-05参照) ・新設する機器等は既設と同容量のものとする □実質工期：1.5ヶ月
<p>施工条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設計画、調査及び工事施工等に伴う停電作業日時については、事前に施設管理者と協議し決定すること。 ・停電作業日時については、原則として施設閉館時間を避けること。 ・停電作業以外において騒音・振動等を伴う作業を行う場合は、施設等を使用しながらの工事となるため、事前に施設所管課に許可を取った上で実施すること。 ・既存設備について事前調査（機能確認等）を行ったのちに施工にあたること。 ・高圧ケーブルはE-タイプとし、端末処理材はシリコンパッキン製品を使用すること。 ・資機材等の搬入時には専任の誘導員を配置し、事故等防止に努めること。 ・車両の出入りの際に通行人に十分注意すること。 ・他の関連する工事と連絡を密にし、安全に作業を行うこと。 ・施設構内は禁煙とする。
<p>施設閉館時間及び休館日</p> <p>【高知市東部健康福祉センター 1階から4階まで】 開館時間：8:30 から 21:00 まで 休館日：祝日、12月29日から1月3日</p> <p>【東部地域子育て支援センター 1階】 開館時間：9:00 から 16:00 まで 休館日：金曜、土曜、祝日、12月29日から1月3日まで</p> <p>【障がい者センター・デイサービス 2階】 開館時間：8:30 から 16:00 まで 休館日：土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日まで</p>

用紙サイズ：A2 (A3の場合は70%縮小)	高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		東部健康福祉センター受変電設備改修工事	元吉	伊藤	鈴木	E-03	
図面名 附近見取図・配置図・工事概要・屋外高圧ケーブル配線図		縮尺	1/100・1/300		作図		年 月 日

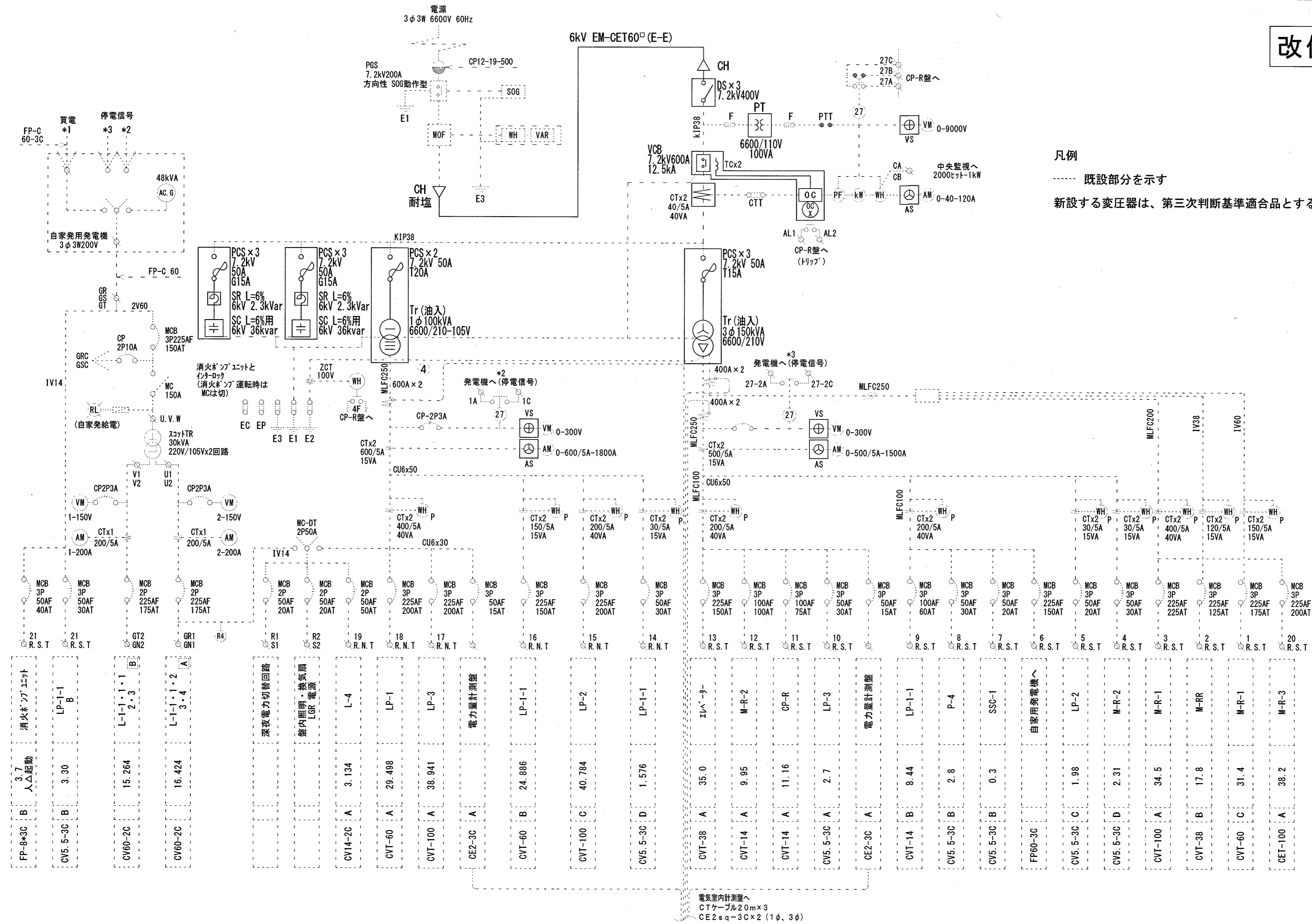
改修前



単線結線図

用紙サイズ：A2 (A3の場合は70%縮小)	高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	東部健康福祉センター受変電設備改修工事			
		図面名	単線結線図 (改修前)	縮尺	-	作図
		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			元	伊藤	松本	E - 04

改修後



凡例
 既設部分を示す
 新設する変圧器は、第三次判断基準適合品とすること

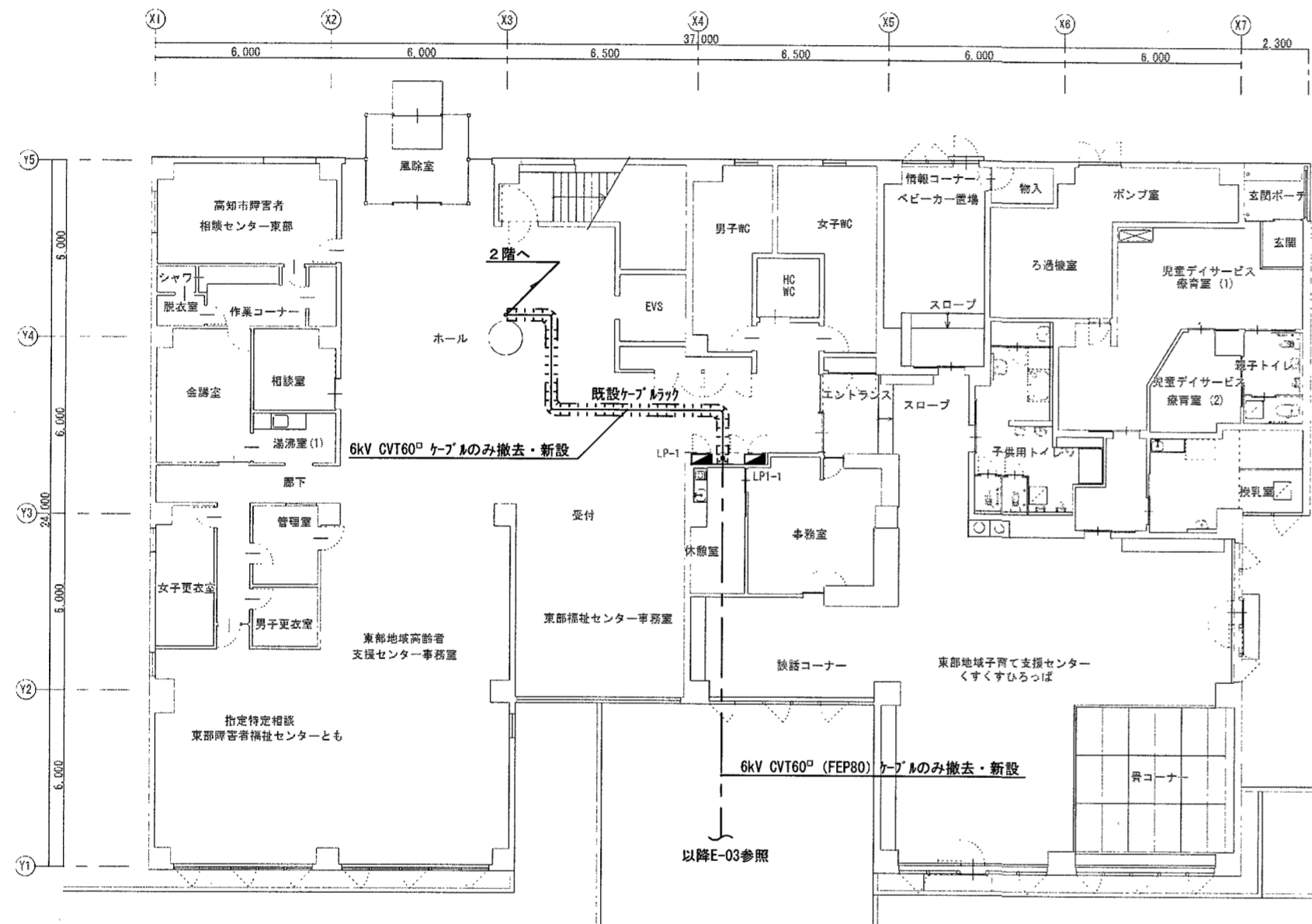
単線結線図

高知市 都市建設部 公共建築課

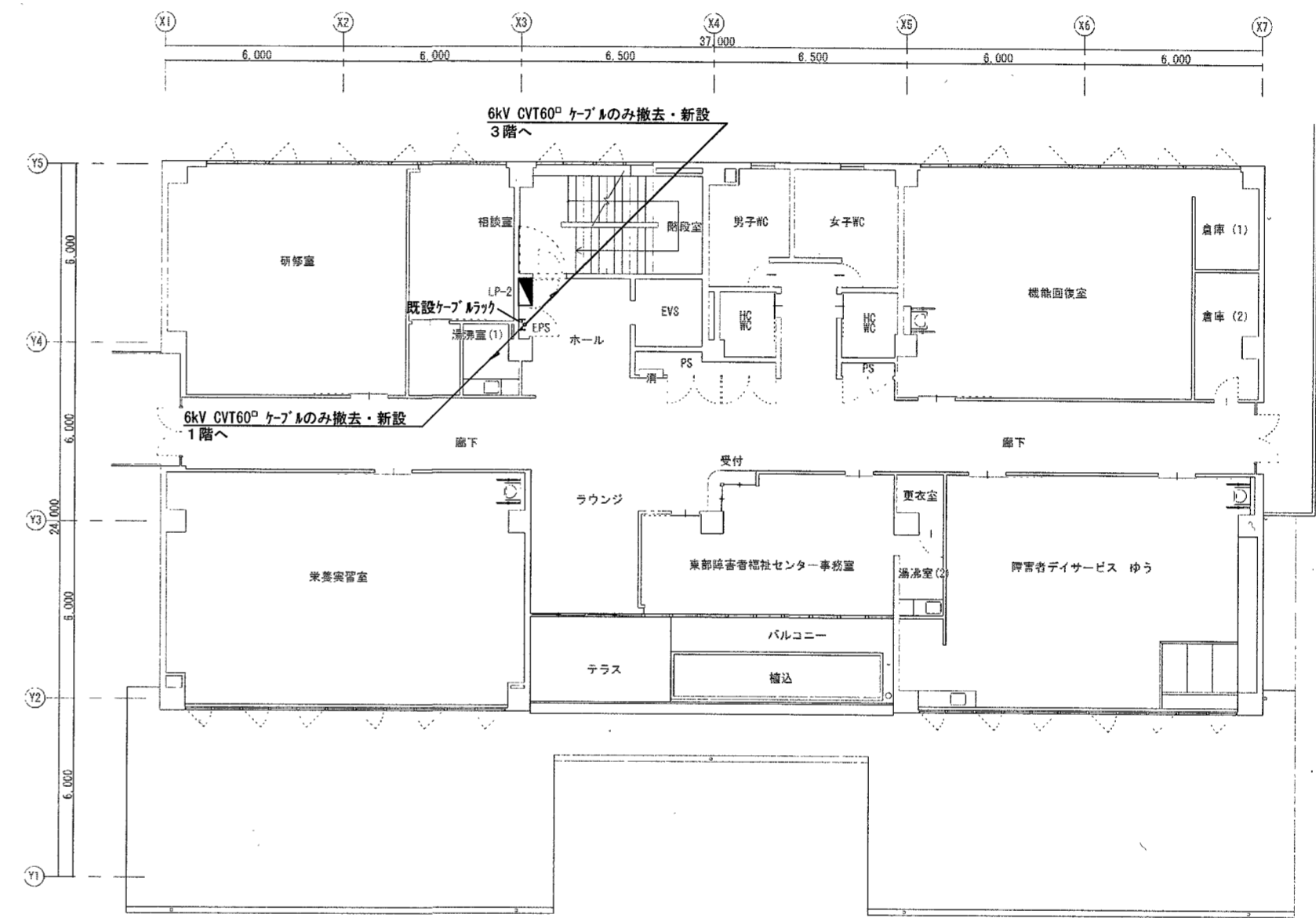
工事名	東部健康福祉センター受変電設備改修工事				図面番号	E-05
係	係長	課長補佐	課長	図面番号		
作図	年	月	日			

用紙サイズ: A2 (A3の場合は70%縮小)

※高圧ケーブルはE-Eタイプとし、端末処理材はシュリンクパック抑制品を使用すること。



1階 平面図 S=1:200



2階 平面図 S=1:200

用紙サイズ：A2 (A3の場合は70%縮小)	高知市 都市建設部 公共建築課		工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			東部健康福祉センター受変電設備改修工事						E - 06
			図面名	縮尺	1/200		作図	年 月 日	
			1・2階高圧ケーブル配線図						

